

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市保健所等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表		
1 から 4 まで （略）		
5 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この表において「法」という。）による事務の手数料		
手数料を徴収する事務	単位	金額
(略)		
法第3条の2第1項、 <u>法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</u>	1 件	7, 4 0 0 円
6 から 1 8 まで （略）		

改正前		
別表		
1 から 4 まで （略）		
5 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この表において「法」という。）による事務の手数料		
手数料を徴収する事務	単位	金額
(略)		
法第3条の2第1項 <u>又は法第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた地位の継承の承認の申請に対する審査</u>	1 件	7, 4 0 0 円
6 から 1 8 まで （略）		

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）